

Ⅲ 生徒指導に関する事項

基本方針：本校の学生としてふさわしくない行動をした者には特別指導を加えるものとする。

- (a) 生徒指導の一環として自己反省を求め、再起を促すことを目的とする。
- (b) 事例については、事後指導にも力を入れる。
- (c) 以下の内規の機械的適用はしない。

1. 個別指導（学級担任・生徒指導部より行う）

- (a) 無断で欠席・欠課・早退をした者。
- (b) 定められた髪型に反した者。
- (c) 無許可で異装をした者。
- (d) 化粧をしたり、装身具をつけたりした者。
- (e) 授業の妨害をした者。
- (f) その他、生徒心得等に反し、個別指導が必要と認められる者。

2. 説諭・訓戒指導

（担任・生徒指導部立ち会いのもとに教頭および学校長より行う）

- (a) 1の(a)～(f)を重ねて行った者。
- (b) 深夜徘徊をした者。
- (c) 無断外泊をした者。
- (d) 未成年者の立ち入りの禁止されている場所に入った者。（成人者であっても、未成年を同行させた場合は、未成年者の指導に準ずる。）
- (e) 暴力の予備的行為および威嚇をした者。
- (f) その他、説諭・訓戒指導が必要と認められる者。

3. 謹慎指導（担任・生徒指導主事立ち会いのもとに、学校長より本人・保護者に言い渡し、指導する）

- (a) 2の(a)～(f)を重ねて行った者。
- (b) 飲酒や喫煙をした者。（成人者については2-(d)に同じ）
- (c) 不純異性交遊をした者。
- (d) 長期にわたる無断外泊をした者。
- (e) 公共物を故意に汚損または破壊した者。
- (f) 暴力行為をした者。
- (g) 万引き・窃盗をした者。
- (h) 定期券の不正乗車をした者。
- (i) 考査の際、不正行為をした者。
- (j) その他、謹慎指導が必要と認められる者。

注 1 : 謹慎期間は 3 日以上 30 日未満とする。

注 2 : 考査は受けられるが、出席日数には算定されない。

注 3 : 謹慎指導については基本的に家庭謹慎とする。

4. 停学指導（担任・生徒指導主事立ち会いのもとに、学校長より本人・保護者に言い渡し、指導する）

- (a) 3 の (a) ~ (j) を重ねて行った者。
- (b) 重大な暴力行為をした者。
- (c) 異性に対し異常な破廉恥行為をした者。
- (d) 相当の刑事事件をおこした者。
- (e) その他、停学指導が必要と認められる者。

注 1 : 停学の日数は 30 日以上とする。

以上の指導にあたって必要と認められる場合には、反省文等の提出や進路変更等の指導を行う。

※交通に関する指導については、Ⅴ 交通に関する指導事項によって行う。

※成績に関する指導については、教務内規によって行う。

5. 退学指導（学校教育法施行規則第 13 条）

特に重大と思われる事案の場合は審議する。

附則：この規定は平成 6 年 4 月 1 日より実施する。

◆平成 20 年 4 月 1 日一部改定

IV 容儀に関する指導事項

1. 服装・頭髪は常に端正、清潔にし高校生としての品位を保ち次の事項を遵守すること。

(1) 制服・規定に沿った服装

制服を選択し着用する場合は大村高校指定の制服とする。

(異装を必要とする者は、所定の手続きをとること。)

規定に沿った服装に関しては以下の通りとする。

- ①上衣の色は白・紺・黒・灰・茶等とし、派手でないものとする。
- ②無地又はメーカーのマーク等は華美でないワンポイントまでの物を着用する。
- ③夏は半袖カッターシャツ、襟付きブラウス、ポロシャツ、Tシャツなど。
- ④冬は夏と同様の種類の長袖やブレザー、ジャケットが望ましい。夏服の上からトレーナーやパーカー、カーディガンを重ね着し調整しても良い。
- ⑤下衣は無地で白・紺・黒・灰・茶等とし、派手でないものとする。
メーカーのマーク等は華美でないワンポイントまでの物を着用する。
スカートを着用する場合は大村高校指定のスカートと同じ丈(膝頭が隠れる程度)を規準とする。
- ⑥ズボンは綿などのスラックスを原則とし、装飾やダメージの入った物は禁止する。
- ⑦以下のような服装は認めない。
 - ・ノースリーブなど袖のないものや胸元が開いたもの
 - ・短パンや半ズボンに類するもの
 - ・室内で着用するのにふさわしくないジャンパー類
 - ・作業着

(2) 儀式的行事における服装

1) 入学式・卒業式

- ・大村高校指定の学生服か黒や紺の派手でないスーツとする。白カッターシャツにネクタイを着用すること。
- ・中学時学生服のスカートに白のカッターシャツかブラウスでも可。その上に黒や紺のジャケットを着用すること。

2) 始業式・終業式

- ・制服又は黒や紺を基調とした服装やスーツとする。

(3) 頭髪

高校生としてふさわしい髪型とし、髪が肩の線より長い場合は結ぶこと。結ぶ場合は黒・紺・茶のゴムを使用すること。前髪は目にかからない。パーマ、染色、脱色などの加工をしないこと。その他特異な髪型はしないこと。

2. 装身具

校内でのピアス、指輪など一切認めない。

附則：この規定は令和5年4月1日より実施する。

V 交通に関する指導事項

1. 本校生徒は常に生徒としての本文を自覚し、率先して交通道德を守り、交通安全に万全を期すこと。
2. 交通規則を遵守し、常に交通安全に心掛けること。
3. 自転車での通学については、下記の通りに定める。
 - (1) 手続き
 - 1) 自転車の整備を行い、学校指定のステッカーを貼ること。
 - 2) 自転車保険への加入を勧める。
 - (2) 注意事項
 - 1) 傘さし運転や2人乗り、改造など危険をまねく行為をしないこと。
 - 2) 学校所定の場所に駐輪すること。
 - 3) 整備不良の自転車での通学は認めない。
4. 運転免許の受験については、下記の通りに定める。受験については、本人、保護者の申請にもとづき許可する。

(A) 原動機付自転車：排気量 50cc 以下のバイク（以下、原付バイクとする）

(1) 条件

- 1) 16 歳以上の受験年齢に達していること。
- 2) 正社員またはアルバイトとして職に就いていること。または家業の手伝いを日常的に行っていること。
- 3) 上記 2) を満たさないが、特別な事情があると認められた場合。

(2) 手続き

「運転免許受験許可願」をホームルーム担任、生徒指導部を通じ学校長に提出し、その許可を受けること。

(B) 自動二輪車

特に特殊事情があると認められた以外は一切これを認めない。

(C) 四輪自動車（以下、四輪車とする）

(1) 条件

- 1) 18 歳以上の受験年齢に達していること。（最終試験時の年齢）
- 2) 正社員またはアルバイト社員として職に就いていること。または、家業の手伝いを日常的に行っていること。ただし、4 年生については、1 学期期末の成績算出後は、職についていなくても学校生活に支障がない限り、原則的に受験を認める。
- 3) 特別な事情があると認められた場合。

(2) 手続き

原付バイクに同じ。

運転免許を取得するための練習は法規に従って行い、無免許運転は絶対にしないこと。

5. 運転免許取得者は下記の事項を遵守すること。

(1) 手続き

運転免許取得者は、直ちに「運転免許取得届」・「安全運転誓約書」および「運転免許証の写し」を学級担任、生徒指導部を通じて学校長に提出すること。

(2) 注意事項

- 1) 原付バイクの使用者は、必ずヘルメットを着用すること。
- 2) 原付バイクの2人乗りは、いかなる場合においてもしてはならない。
- 3) 車両を使用してレクレーションのために遠乗りをしてはならない。
- 4) 他人所有の車両を使用して運転することを禁止する。
- 5) 危険を伴う、又は他の迷惑となる（騒音等）車両の改造は一切認めない。
- 6) 交通法規を遵守すること。

6. 車両での通学については、下記の通り定める。

(A) 原付バイク

(1) 許可の基準

- 1) 自宅から学校まで3 km以上の距離または、職場から学校までの距離が3 km以上ある場合。
- 2) 任意保険に加入していること。
- 3) 学校主催の二輪講習会に参加し指導を受けること。故意に参加しなかったと認められる場合は、通学許可取り消しを含め審議する。

(2) 手続き

- 1) 「車両通学許可願」に任意保険証の写しを添付しホームルーム担任、生徒指導部を通じて学校長に提出し、その許可を受けること。
- 2) 通学している車両を変更する場合は「車両変更願」を提出し、その許可を受けること。
- 3) 止むを得ぬ事情で一時車両を変更する場合は、「車両一時変更願」を提出し、その許可を受けること。
- 4) 本人の住所・勤務先に変更を生じたときは、速やかにホームルーム担任を通じ、生徒指導部まで届け出ること。
- 5) 運転免許更新者は速やかに運転免許証写しを生徒指導部に提出すること。

(3) 注意事項

- 1) 5の(2)の注意事項1)から6)を守ること。
- 2) 学校に登録した車種および車両番号以外の車両を使用してはならない。
- 3) 学校所定の場所に駐車すること。

(B) 自動二輪車

自動二輪車での通学は一切これを認めない。

(C) 四輪車

原則として認めない。ただし特別な事情があると認められた場合は別途審議する。

7. 交通事故および交通違反を起こした場合は直ちにその旨を学校に届け出ること。
8. 交通事故・交通違反を起こした者および当規定に違反した者については、その軽重により指導を行う。交通に関する指導規定については別途定める。
9. 運転免許取得者および車両での通学者は、当規則外の事項についても生徒指導部の指導・指示に従うこと。
10. 当規則実施に関して必要な細則は別途定める。

◎手続き系統一覧

(A) 運転免許受験願

(1) 本人・保護者→(2) HR担任→(3) 交通係→(4) 生徒指導主任→(5) 教頭→(6) 校長→(7) 交通係

(B) 運転免許取得届・安全運転誓約書

(1) 本人・保護者→(2) HR担任→(3) 交通係→(4) 生徒指導主任→(5) 教頭→(6) 校長→(7) 交通係 <指導・保管・連絡>

(C) 原動機付き二輪車両での通学

(1) 本人・保護者→(2) HR担任→(3) 交通係→(4) 生徒指導主任→(5) 教頭→(6) 校長→(7) 交通係

(D) 車両を変更（一時も含む）する場合

(1) 本人・保護者→(2) HR担任→(3) 交通係→(4) 生徒指導主任→(5) 教頭→(6) 校長→(7) 交通係

(E) 自転車での通学

(1) 本人・保護者→(2) HR担任→(3) 交通係→(4) 本人（許可登録シール）

注) 手続きのなかで不都合が認められる場合は、生徒指導部で検討し職員会議の承認を受けるものとする。

《車両通学許可証代等》

- (1) 自転車 許可登録シール（100円）を購入すること。
※紛失等の場合は直ちに再交付を受ける

VI 交通に関する指導規定

1. 校内交通管理規則に違反した者、交通事故・交通違反を起こした者について

は、その軽重により指導をおこなう。

2. 指導の対象事例と指導の基本方針

(1) 「道路交通法」違反

- A : 無免許運転
- B : スピード違反
- C : 暴走行為
- D : 任意保険の未加入

◆指導方針：生徒指導部の指導原案を職員会議で審議し指導にあたる。

(2) 校内交通管理規則違反

- A : 禁止車両（自動二輪）免許取得
- B : 無免許運転幫助、校内無免許運転
- C : 自動二輪運転および同乗、校内定員外乗車、無許可車両通学
- D : 無許可運転免許受験
- E : 無届け車両外出

◆上記 A～E の指導方針：

教頭説諭以上の指導部原案を職員会議で審議し、指導にあたる。

無許可運転免許受験と無許可車両通学については、本人による速やかな申し出の有無を重視する。この場合、原則的に一週間程度の一時的な車両通学停止の措置をとる。

F : 車両貸借、校内徐行違反、校内駐車違反、許可車外通学、車両改造、無許可同乗、部外者による無届け送迎、騒音運転、通学以外での校内運転など。

◆上記 F の指導方針：

まず、生徒指導部で注意を行う。再違反や指導に従わない場合は生徒指導部長注意とし、再三の違反は保護者召喚とし、改善されない場合は教頭説諭以上の指導部原案の審議を職員会議で行う。

この場合、原則的に車両通学許可を相当期間取り消しの措置をとる。

(3) 本人の不注意による交通事故

◆指導方針：生徒指導部の指導原案を職員会議で審議し指導にあたる。

3. 繰り返し指導を受ける生徒については、別途審議する。

4. 教頭説諭以上の指導は、原則的に保護者同伴で行う。

5. 車両通学を許可されたもので、正当な理由のない遅刻を繰り返す者については、一時通学許可を停止することがある。
6. 車両通学停止・取り消しについては、通学の困難性を考慮して決定するものとする。

附則：この規定は昭和59年8月25日より実施する。

- ◆平成 5年8月25日一部改正
- ◆平成10年3月26日一部改正
- ◆平成12年3月17日一部改正
- ◆平成20年4月 1日一部改正
- ◆令和 3年9月18日一部改正